

栃木市森林整備計画



太平山見晴台からの眺望

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

栃 木 市

栃木市の森づくりの構想

地域住民の生活に密着した里山、シイタケ原木が供給できる広葉樹林、木材が生産できるスギ・ヒノキ人工林などの多種多様な森林をバランス良く維持造成していきます。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5

II 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	12

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2 保育の作業種別の標準的な方法	13
3 その他間伐及び保育の基準	14
4 その他必要な事項	14

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
3 その他必要な事項	21

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4 森林経営者管理制度の活用に関する事項	22
5 その他必要な事項	23

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	24
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	24
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	24
4 その他必要な事項	24

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

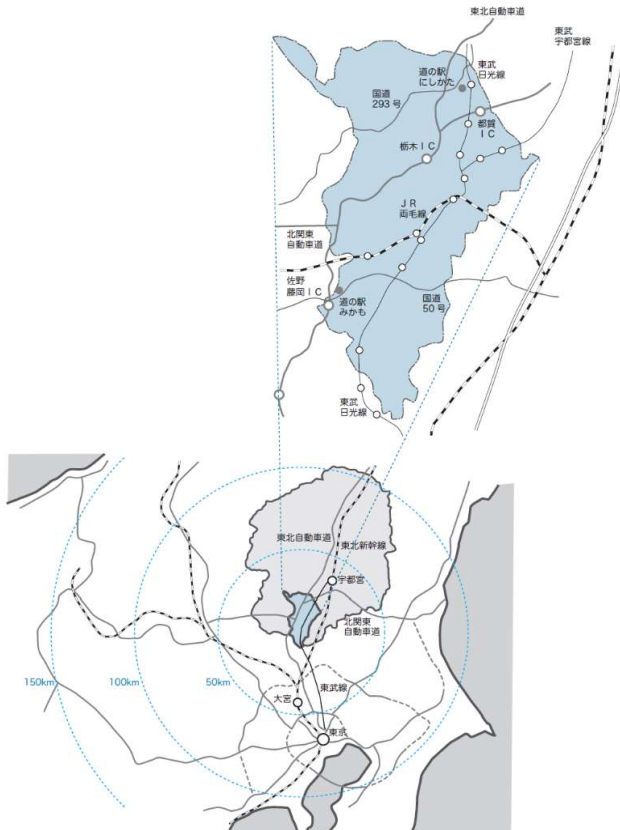
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	25
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	26
3 作業路網の整備に関する事項	27
4 その他必要な事項	28

第 8 その他必要な事項		
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	29
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第 1 鳥獣害の防止に関する事項		
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	34
2 鳥獣対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	34
3 林野火災の予防の方法	34
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5 その他必要な事項	34
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	35
Ⅴ その他必要な事項		
1 森林経営計画の作成に関する事項	36
2 生活環境の整備に関する事項	37
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	37
4 森林の総合利用の推進に関する事項	37
5 住民参加による森林の整備に関する事項	38
6 森林経営管理者制度に基づく事業に関する事項	38
7 その他必要な事項	38

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

栃木市の状況・課題

■森林整備の現状と課題

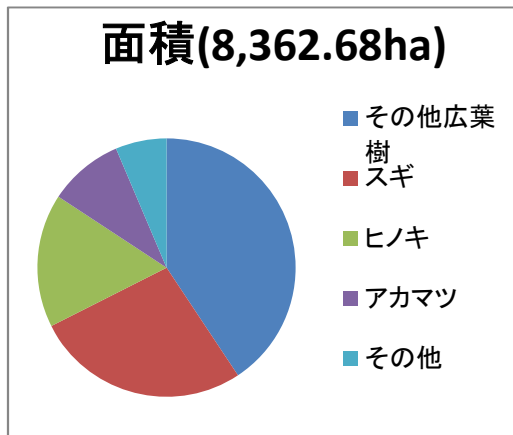


栃木市は栃木県の南部に位置し、南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.50km²で、市の西部から北西部にかけて、足尾山地の東端を成す山岳地帯が連なっています。さらにこの山々の合間を一級河川の永野川 他の中小河川が流れ、関東平野の一端を成す平地部を経て渡良瀬川に合流しています。

本市の森林は大部分がこの山岳部にあり、面積は8,363haと、市の総面積の25%を占めています。このうちスギを主体とした人工林の面積は3,858ha、人工林率46.1%であり(県平均は、55.7%)、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯と天然生の広葉樹林帯に大別できる林分構成になっております。

このような中で、市街地に近い丘陵部には、大平山県立自然公園や唐沢山県立自然公園・県南大規模公園があり、市民や観光客の憩いの場として親しまれております。

また、市最奥部の鍋山・出流町の山々は、石灰石やドロマイトの鉱床地帯であることから土石の採取を目的とした林地開発が昔から行われており、さらには東北自動車道、北関東横断道路及び鉄道による首都圏とのアクセスが良いことから、ゴルフ場の開発も盛んに行われました。

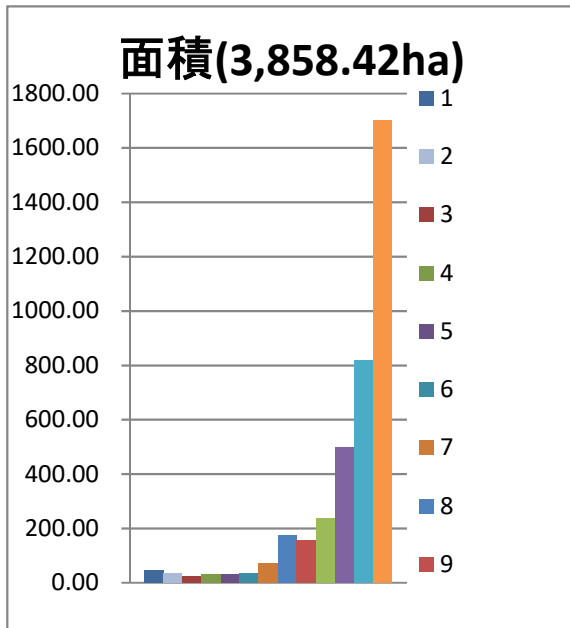


項目	面積(ha)	面積構成比
その他広葉樹	3,401.97	40.68%
スギ	2,244.12	26.83%
ヒノキ	1,398.04	16.72%
アカマツ	783.79	9.37%
その他	534.76	6.40%
合計	8,362.68	100.00%

なお本市の人工林を林齢別に見ると、下刈りや除伐・間伐などの保育を必要とする45年生以下の森林面積が全体の15.65%を占めています。

特に、間伐を必要とする林齢に相当する11年生～45年生(3齢級～9齢級)の森林面積が523haと民有林人工林の14%を占めており、適切な間伐実施が緊急の課題となっています。

また、柱材等としての十分利用が可能な高齢級の森林面積が3,001haと民有林人工林の78%を占めており、木材の有効利用を図るため、切り捨て間伐から搬出間伐・皆伐への転換を進める必要があります。



林齢	面積(ha)	面積構成比
1	47.06	1.22%
2	33.59	0.87%
3	21.87	0.57%
4	31.53	0.82%
5	30.97	0.80%
6	35.18	0.91%
7	70.77	1.83%
8	175.57	4.55%
9	157.25	4.08%
10	237.75	6.16%
11	496.69	12.87%
12	817.80	21.20%
13齢級以上	1702.39	44.12%
合計	3,858.42	100.0%

森林は地域住民の生活に密着した里山から、市街地に残存する風致地区の丘陵、林業生産活動が実施されるべき人工林帯、周期的にシイタケ原木を供給する天然林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっています。このような中で、今まで以上に森林に対する市民の意識・価値観が多様化し、森林に求められる要請は一層、高度化・多様化するものと考えられます。

今日の森林の在り方は、単に木材生産等の経済的側面から、水源かん養、保健休養、自然環境の保全、野生鳥獣の保護、大気の浄化、酸素の供給など、森林の持つ公益的機能の持続的発揮へと見直され、森林整備に当たってはこれらの様々な課題があげられます。

2 森林整備の基本方針

■ 栃木市の森林整備の基本方針

栃木市は県の南西部に位置し、6市2町からなる渡良瀬川地域森林計画区域の中央部に位置します。

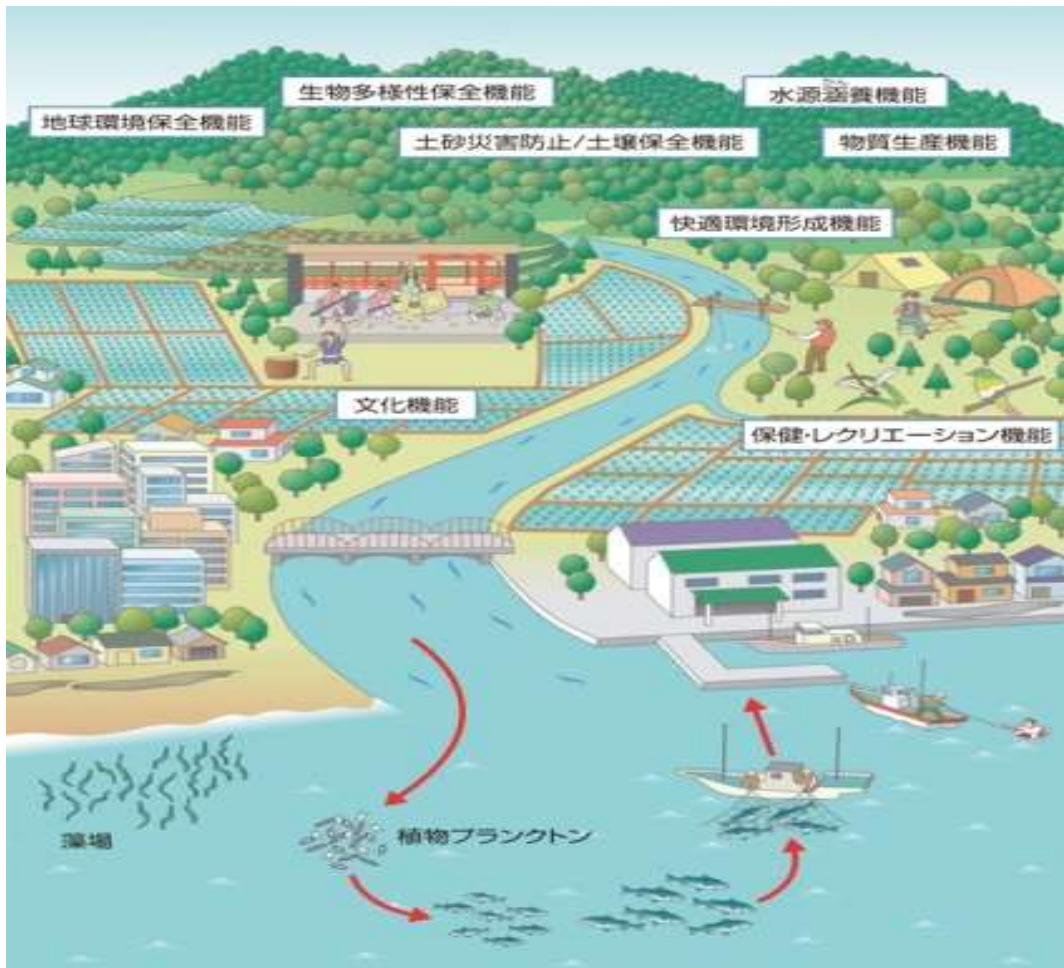
計画区の南東部は首都圏に近接する平地で、消費地とも結びつきが強い地域であります。

また、中央部に太平山県立自然公園、西端に唐沢山県立自然公園があり、本計画区域の西部の森林を中心にスギ・ヒノキ人工林施業が行われています。

本市の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や地域特性に応じた治山施設の整備等により、健全で多様な森林資源の維持造成を推進します。

また、市街地周辺部及び集落等に隣接している里山林では、大気浄化、騒音の防止、緑とのふれあいの場を提供するなど生活環境保全機能が効率的に発揮されるよう、平地林としての景観に配慮しつつ、天然生林施業など天然力を生かした森林整備を図ります。

なお、貴重な野生動植物が生息、生育している森林の適確な保護や周辺森林の保全に配慮した施業を行うことを基本とします。



■ 地域の目指すべき森林資源の姿と森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化の各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとします。

また、木材の生産に適した森林については、木材の生産機能の維持増進を図ります。

【森林の有する機能と望ましい森林の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境保全機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林 ・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林 ・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の方針】

機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 ・立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	・災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進 ・立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置

生活環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致の保存のための保安林の指定やその適切な保育・間伐を推進
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進

⇒公益的機能別森林の区域、施業方法等については、Ⅱ－4を御覧願います。

■森林施業の推進方針

栃木市の西部から北西部の山岳地帯の森林は、地形的にも急峻であり、昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、年齢構成も比較的高く、伐期を迎える林分も多く存することから、木材生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、天然林についても環境にやさしい素材である木材の有効活用やエネルギー循環の観点から、計画的な施業を推進することが重要である。

また市中央部にある大平山県立自然公園周辺の森林は、コナラ、クヌギ等の天然の広葉樹とアカマツの天然林が8割以上を占めていることから、地域住民の生活と深く結びつき、生活に密着したふれあいの場、交流の場としての総合的な利用が求められ、森林の持つ多面的機能が持続的に高度に発揮される森林整備を進めていく必要があります。

このほか住宅地や農地周辺に点在する平地林については、主に、コナラ、クヌギ等の天然広葉樹林とアカマツの天然林で構成されていることから、公益的機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びつき、生活に密着したふれあいの場、交流の場としての総合的な利用を前提として、今後ますます高度化、多様化する森林の機能を持続的に、また高度に発揮されるような森林整備を進めていく必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

■集約化森林施業の推進

○個々の施業地ごとに行う木材生産から、「森林経営計画」に基づく効率的な木材生産を目指し、集約化施業の推進を進めます。⇒ 第Ⅱ－5 委託

○森林所有者が持続可能な林業経営への意欲を維持し、森づくりへの将来設計に取り組めるよう、林業事業者から森林所有者への「提案型施業」を推進します。⇒第Ⅱ－5 委託

○小規模所有者等の合意形成を進めるため、森林境界の明確化や森林経営計画作成に必要な森林情報の収集などの林業事業者の活動を促進します。⇒第Ⅱ－5 委託

○集約化施業に必要な林内路網の整備を促進します。⇒第Ⅱ－7 路網

○木材生産の処理能力を高める高性能林業機械の整備を推進します。⇒第Ⅱ－8 機械

II 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成、集材の方法を勘案して定めるものとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹	萌芽による広葉樹
全域	35年	40年	30年	30年	100年	100年	15年

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとします。

集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地位森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・抛出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

(更新:伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が再び、立木地となること)

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

皆伐については、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

(2) 択伐

択伐については、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積にかかる伐採率を30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とします。

また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施することとします。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

【立木の伐採(主伐)の留意事項】

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めることとします。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。

なお、伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とします。

更新を確保するため、天然下種更新の場合は、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況に配慮するものとします。

ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとします。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。

オ 伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採(誤伐)しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとします。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとします。

【人工林の生産目標ごとの主伐の時期】

単位径級:cm、林齢:年生

樹種	生産材の径級目標			目安林齢
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	役物:柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物:柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

3 その他必要な事項

- 長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとします。

$$\text{長伐期施業の平均的伐採林齢} = (\text{標準伐期齢} \times 2) \times 0.8$$

- 荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとします。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とします。また、生長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入にも努めることとします。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れることとします。

さらに、新たな造林方法の導入や風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林整備課とも相談の上、適切な樹種を選択します。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとします。

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な本数を植栽することとします。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

a 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとします。

b 標準的な植栽本数以外の植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。なお、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林に区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用するものとします。

イ その他の人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植付けの方法、その他必要な事項について定めるものとします。

【その他人工造林の方法】

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理し、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとします。
植付けの方法	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する公益的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進めます。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下とおり定めます。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した年数とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、下記の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとします。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)を定めるものとします。

【天然更新の対象樹種】

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、期待成立本数として想定される本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈(概ね50cm程度)以上のものに限る。)を更新すべきこととします。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	10,000本/ha	3,000本/ha

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法	
下種更新の補助作業	地表処理	地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
	刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	目的樹種が成立しない箇所には補植します。
	その他	なお、目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去します。
萌芽更新の補助作業	芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる3~4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2~4本を目安として、ぼう芽整理を行います。
	植込み	目的樹種が成立しない箇所には補植します。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去します。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を下記のとおり定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ります。

【天然更新完了基準】

更新完了の確認方法については、概ね草丈(概ね50cm)以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当区域については、原則人工針葉樹林の区域とするが、必要に応じて以下の森林を含めることとする。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域
● 種子を供給する母樹が存在しない森林
● 天然稚樹の育成が期待できない森林
● 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林
● 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
● 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)の【人工造林の対象樹種】による。

イ 天然更新の場合

2の(1)の【天然更新の対象樹種】による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めます。

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈(概ね50cm程度)以上のものに限る。)を更新すべきこととします。

【生育し得る最大の立木本数として想定される本数】

樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとする。したがって、下表(目安)以外による間伐を制限するものではない。

ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。

イ 間伐率は、概ね20～35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)
なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行う。

ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造の維持に努める。

エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

オ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期(目安年)							主伐 (目安)
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	役物:柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物:柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

2 保育の差業種別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

○下刈り:1～7年生程度(必要に応じ延長) ○つる切り:10年生前後(回数適宜)

○除伐:12年生前後(回数適宜) ○枝打ち:無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとします。

①つる切り

つる類が広範囲に集中して繁茂している箇所については、つる枯れの薬剤を散布することにより、立木の良好な生育を維持するよう努めます。

②下刈

郷土樹種等により形成されている林分で「森林とのふれあい」を重視する地域においては、望ましい森林の姿とするため、必要に応じ保育の基準の林齢を超えた林齢においても下刈を実施するなど適正な森林整備に努めるものとします。

③枝打ち

付加価値の高い良質な無ぶし材をつくるために下刈を終えたら、除伐と平行して枝打ちを行い、概ね30年生に至るまでに数回、計画的な枝打ちを実施するものとします。

④その他

周辺環境に配慮すべき人工林や、生育が悪く木材利用に向かない人工林などは、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行します。

4 その他必要な事項

①間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意して間伐を行うこと。

②下刈

雑草木の繁茂が著しく、材木の成長が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて行うこと。

③つる切

雑草木の繁茂が著しく、材木の成長が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて行うこと。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

ア 公益的機能別施業森林の区域

I-2森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林の整備及び保全の方針】に基づき、以下のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については【別表1】のとおりとし、林班、小班により示し特定できるようにします。

【公益的機能別施業森林等の名称】

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／ 土壤保全機能		土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の森林	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材等生産機能維持増進森林)

① 水源涵養機能維持増進森林

水源かん養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能:水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) ・湖、ダムの集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林の区域 ・水源涵養機能の評価区分の高い森林等

② 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能:山地災害防止機能／土壤保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地及びその周辺
(その他の区域) ・山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分の高い森林等

③ 快適環境形成機能維持増進森林

防風保安林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能:快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 防風保安林
(その他の区域) ・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ・快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

④ 保健機能維持増進森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【保健機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
(その他の区域) ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、皆伐を実施する場合は災害等を引き起こす恐れのない適正な伐採面積とすることとする。

また、立地条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

● 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

● 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。

● 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

【別表1】

区分		森林の区域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		市内全区域		8,049.85
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	栃木	1/ウ、エ、2/ア、4/ア、イ、ウ、エ、オ、カ	1,236.05
		皆川	1/ア、イ、ウ、21/エ、オ、22/ア、25/ア	
		寺尾	10/キ、14/エ、15/ケ、コ、16/ア、イ、18/ア、23/ウ、エ、オ、27/ア、ケ、29/ウ、30/イ、ウ、エ、オ、カ、31/イ、ウ、オ、カ、キ	
富山	1/ア、2/ア、3/ア、4/ア、6/ア、7/ア、8/ア、9/ア、10/ア			
赤津	2/ウ、エ、3/エ			
真名子	1/ア、イ、16/ア			
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	小野寺	1/ア、2/ア、4/イ、5/ア、7/エ、8/ア、ウ、エ、9/ア、イ、ウ、エ、オ、カ、10/ア、イ、ウ、エ、12/ウ、エ、13/ア、イ、ウ、エ、オ、15/ウ、エ、16/ア、17/ア、ウ、エ、18/ア、19/ア、イ、ウ、エ、オ、カ、21/エ	70.31
		岩舟	1、4/イ	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	吹上	9/ア 10/ウ、エ、オ、カ	
		寺尾	3/オ、14/カ、キ、15/ア、21/ア、イ、ウ、エ、23/イ、ウ、26/カ、キ、27/ア	
		赤津	2/イ、エ、3/エ	
		栃木	1/ア、イ、ウ、エ、2/ア、イ、ウ、エ、3/ア、イ、ウ、エ、オ、4/ア、イ、ウ、エ、オ、カ	

	<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<table border="1"> <tr> <td>皆川</td> <td>1/ア,イ,ウ,エ、2/ア,イ、4/ア,イ,ウ,オ,カ、5/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ、ク,ケ,コ、6/カ、7/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ、8/ア,イ,ウ,エ,オ,カ、10/エ,オ,カ,キ、11/ア,イ</td> </tr> <tr> <td>富山</td> <td>1/ア、2/ア、3/ア、4/ア、6/ア、7/ア、8/ア、9/ア、10/ア、11/ア、12/ア、13/ア、14/ア</td> </tr> <tr> <td>国府</td> <td>2/ウ,エ</td> </tr> <tr> <td>三鴨</td> <td>1/ア,イ,ウ,エ</td> </tr> <tr> <td>岩舟</td> <td>3/ア,イ</td> </tr> <tr> <td>小野寺</td> <td>22</td> </tr> </table>	皆川	1/ア,イ,ウ,エ、2/ア,イ、4/ア,イ,ウ,オ,カ、5/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ、ク,ケ,コ、6/カ、7/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ、8/ア,イ,ウ,エ,オ,カ、10/エ,オ,カ,キ、11/ア,イ	富山	1/ア、2/ア、3/ア、4/ア、6/ア、7/ア、8/ア、9/ア、10/ア、11/ア、12/ア、13/ア、14/ア	国府	2/ウ,エ	三鴨	1/ア,イ,ウ,エ	岩舟	3/ア,イ	小野寺	22	1,307.04					
皆川	1/ア,イ,ウ,エ、2/ア,イ、4/ア,イ,ウ,オ,カ、5/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ、ク,ケ,コ、6/カ、7/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ、8/ア,イ,ウ,エ,オ,カ、10/エ,オ,カ,キ、11/ア,イ																			
富山	1/ア、2/ア、3/ア、4/ア、6/ア、7/ア、8/ア、9/ア、10/ア、11/ア、12/ア、13/ア、14/ア																			
国府	2/ウ,エ																			
三鴨	1/ア,イ,ウ,エ																			
岩舟	3/ア,イ																			
小野寺	22																			
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<table border="1"> <tr> <td>栃木</td> <td>1,2,3,4</td> </tr> <tr> <td>皆川</td> <td>1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31</td> </tr> <tr> <td>吹上</td> <td>1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11</td> </tr> <tr> <td>寺尾</td> <td>1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38</td> </tr> <tr> <td>富山</td> <td>1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14</td> </tr> <tr> <td>赤津</td> <td>1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15</td> </tr> <tr> <td>真名子</td> <td>1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20</td> </tr> <tr> <td>岩舟</td> <td>2、3</td> </tr> <tr> <td>小野寺</td> <td>1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24</td> </tr> </table>	栃木	1,2,3,4	皆川	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31	吹上	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11	寺尾	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38	富山	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14	赤津	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15	真名子	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20	岩舟	2、3	小野寺	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24	7,617.41
栃木	1,2,3,4																			
皆川	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31																			
吹上	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11																			
寺尾	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38																			
富山	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14																			
赤津	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15																			
真名子	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20																			
岩舟	2、3																			
小野寺	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24																			

(注)

ア) 平成29年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法については、I-2森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林の整備及び保全の方針】に基づき、下記のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については【別表2】のとおりとし、林班、小班により示し特定できるようにします。

【木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法】

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表2により定めるものとします。	森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の間隔を延長 ・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下	市内全区域	8,049.05
		栃木 1/ア,イ,ウ,エ、2/ア,イ,ウ,エ、3/ア,イ,ウ,エ,オ、4/ア,イ,ウ,エ,オ,カ 皆川 1/ア,イ,ウ,エ、2/ア,イ、4/ア,イ,ウ,オ,カ、5/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ、ク,ケ、6/カ、7/ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ、8/ア,イ,ウ,エ,オ,カ、10/エ,オ,カ,キ、11/ア,イ、21/エ,オ、22/ア、25/ア	

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能</p> <p>又は</p> <p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>長伐期施業 ・(標準伐期齢×2) ×0.8 ・皆伐20ha以下</p>	寺尾	3/オ、10/キ、14/エ、カ、キ、15/ア、ケ、コ、16/ア、イ、18/ア、21/ア、イ、ウ、エ、23/イ、ウ、エ、オ、26/カ、キ、27/ア、ケ、29/ウ、30/イ、ウ、エ、オ、カ、31/イ、ウ、オ、カ、キ	2,154.60
		富山	1/ア、2/ア、3/ア、4/ア、6/ア、7/ア、8/ア、9/ア、10/ア、11/ア、12/ア、13/ア、14/ア	
		赤津	2/イ、ウ、エ、3/エ	
		真名子	1/ア、イ、16/ア	
		吹上	9/ア、10/ウ、エ、オ、カ	
		国府	2/ウ、エ	
		三鴨	1/ア、イ、ウ、エ	
		岩舟	1、3/ア、イ、4/イ	
		小野寺	1/ア、2/ア、4/イ、5/ア、7/エ、8/ア、ウ、エ、9/ア、イ、ウ、エ、オ、カ、10/ア、イ、ウ、エ、12/ウ、エ、13/ア、イ、ウ、エ、オ、15/ウ、エ、16/ア、17/ア、ウ、エ、18/ア、19/ア、イ、ウ、エ、オ、カ、21/エ、22	

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

市内森林所有者の80%は5ha未満の小規模な森林経営が主流であり、森林・林業の長期に渡る材価の低迷などにより、森林の経営意欲が大きく減退しています。さらに、近年は森林所有者の「高年齢化」や「不在地化」、「世代交代」などによって森林管理意識が低下し「山離れ」が進行しています。このため、森林所有者に代わり森林組合などが中心となって森林経営計画を樹立し森林の管理を行っています。

このことから、意欲的な林業事業者等による森林経営の受委託に基づく森林経営計画作成を促進することとします。

また、平地林においては、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用し、身近な里山林の整備や森づくりボランティア活動などを推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

本市では意欲的な林業事業者等による属地的施業を中心とした積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた、森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進します。また、そのメリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進します。その実行確保により、森林の適正管理と森林資源の活用に資することとします。なお、獣害被害が甚大であることから、非皆伐施業を主体として施業を進めることとし、山頂部や尾根筋は、野生生物との共生を目的とした広葉樹への樹種転換を推進します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合は、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権の取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営者管理実施権を設定するとともに、経営者管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理集積計画又は経営管理実施分配計画の作成に当たっては、当該計画が栃木市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持促進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

■ 森林施業の集約化を推進します

林業の生産性向上を図るためには、路網と高性能林業機械を活用した効率的な作業システムを導入することが不可欠です。しかしながら、当市の私有林の零細な所有規模では、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは難しい状況にあります。このため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、意欲と能力のある林業事業体等が路網作設や間伐等の森林施業を一括して受託する「施業の集約化」を推進することが求められています。

■ 提案型集約化施業を普及・定着させるために

「提案型集約化施業」とは、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、森林の現況を示した写真や施業の方針、施業を実施するのに必要な経費や木材の販売額など事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータ(森林施業提案書)を提示して、森林所有者の施業に対する関心を高め、施業を取りまとめて受託する取組です。

施業の集約化を進めるに当たっては、森林所有者の特定や境界の明確化、森林現況に関する詳細な情報の収集等を行うことが大前提となりますが、不在村者の増加や森林所有者の高齢化、森林の相続等により、森林に関する情報が不明確になる傾向にあります。

そのため、森林整備を進める上で必要不可欠な森林境界及び森林所有者の把握については、国等の事業を積極的に活用して、森林情報の収集を進めることとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では5ha未満の森林所有者が8割を占めています。また、不在村森林所有者が増加しているため、森林整備を単独で推進していくのは困難な状況となっているため、森林組合と共同して各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位での共同化により生産量の増大及び定量化を図り、計画的な施業による担い手の育成と機械化を図ることとします。なお、集落リーダーは必ずしも森林施業・林業施策に精通した者であるとは限らず、各種の講習会、研修会の受講者より養成していくこととします。

また、市、森林組合、森林所有者等地域が一体となって林業の生産意欲を盛り上げ、森林施業の受委託の推進に結び付けることとします。施業実施協定の締結を推進するために、作業道の管理組合を含めた地域懇談会による地域の合意形成を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

モデル的に森林施業の団地的、計画的実施を図り、将来的には主要な林業地区に普及を図ることを見据えて、特に緊急の施業が望まれるⅣ～Ⅵ齢級森林の要間伐林分については、施業実施協定を促進して、森林組合との連携を密に進めることとします。

また、森林管理に消極的な森林所有者(特に不在村森林所有者)に対しては、地区座談会等への参加を呼びかけて、森林施業の適正化の啓発を行います。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する上では、次の事項を旨として実施します。

- ① 共同して森林整備を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施します。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施します。
- ③ 共同施業実施者の一部が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにします。
- ④ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めます。

4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、Ⅴの1の(2)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力するものとします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本計画区は中傾斜地から急傾斜地が多いものの、車両系集材が中心となっています。地形上の制約から、路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主となっています。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行うこととします。



また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用することとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系作業システム	60(50)m以上	20m以上
	架線系作業システム	5m以上	5m以上

(注) 個々の施業地における路網密度の目安

(注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架線せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

(注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

(注) 基幹路網とは、「林道」と「作業専用道」の総称

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進することとします。

さらに、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を下記のとおり設定するものとします。

【路網整備等推進区域】

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
梅沢	130	梅沢鍋山線	1,000	1	
星野	17	岩澤観音入線	200	2	

3 作業路網の整備に関する事項

ア基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知)及び栃木県林業専用道作設指針(平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知)に従い開設することとします。

② 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画のうち、本市に関する基幹路網については別添概要図により図示するものとします。



イ細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として、栃木県森林作業道作設指針(平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に従い開設することとします。

② 作業路網などの整備の方向

○林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進します。特に所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者などが共同して作業路を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めます。そのために必要な山土場、機材管理施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めます。

なお、災害に強く、低コストでかつ安全に走行ができる道づくりを進めるため次のとおり定めます。

○作業道(路)については、必要最小限の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めます。

○崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きな箇所では、路網や土場の設置を避けます。特に建物や水源地など重要な保全対象が直下にある場所での路網整備や土場の設置にあたっては、特に注意深く作業をするとともに、適正かつ丁寧な維持管理に努めます。

○路網の開設にあたっては、伐採・搬出のためだけの一時的な使用とするのか、その後も保育・管理を含めた長期間の使用とするのか、その使用目的を明確にし、その使用目的に応じた施工方法とします。

○一時的に使用するものについては、埋戻しなどの方法により、原状回復が早く進むように配慮します。

○長期間にわたり使用するものは、後々の維持管理に無理が生じないよう、路体、法面などが早期に安定するように配慮します。

○路網の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無などをよく確かめます。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。

○作業道(路)の開設は、作業道設計指針に基づき開設するものとし、その作業道(路)が恒久的な使用に供する基幹的な作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径などが、林道規程に準ずるものになるよう努めます。

○施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう、必要に応じて計画の変更を行います。

また、作業道開設にあたっては、特に次の事項に配慮します。

【配慮すべき事項】

路網	路網が谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置します。
	横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定します。
切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取ります。
盛土高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工します。
盛土の施工	「段切り」や「締固め」を行います。 また、急斜面では丸太組工法を採用するなど安定を図ります。
排水施設	排水施設管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とします。
路面水の処理	路面水の処理土盛り横断排水を施工するとともに、路面水が集中しないよう分断排水をします。 また、排水する箇所は、できるだけ安定した場所(尾根がかった所)を選んで設置します。
残土処理	残土処理土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とします。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備を促進します。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

新規就業者の確保・育成については、栃木県林業労働力確保支援センターを中心に関係団体と連携を図りながら、林業労働力の確保の促進に関する基本計画に基づき確保を図るとともに、経験年数や能力に応じた段階的なキャリア形成の促進を図ります。

また、今後は森林経営計画に基づき、意欲のある林業事業者等が森林施業を担うことから、地域森林の施業や施業集約化、路網の計画・提案ができる森林施業プランナーの育成を図るとともに事業者の経営基盤や業務執行体制の強化を推進します。

なお、本市の森林は人工林が52%を占めており、木材生産機能の高い森林が多く存在しますが、各林家の所有山林の面積は小規模なものが多く、長期的な材価の低迷により森林整備に係る事業量が少ないため、隣接市町や森林組合と共同で、森林施業の担い手の養成・確保を検討することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要があります。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところですが、今後も導入促進を継続していくほか、(協)栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図ります。

併せて、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼働に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成に努めます。



プロセッサによる造材作業

材価の低迷による収益性の低下や林業労働者の減少・高齢化が進行していることから生産性の向上を図るため、高性能林業機械による新たな機械化の作業システムの導入、さらに普及定着と技術者の養成を計画的に推進する必要があることから、流域内の市町や森林組合等と共同で促進策を検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜	チェーンソー グラップル付バックホウ フォワーダ	チェーンソー プロセッサ グラップル付バックホウ フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー グラップル付バックホウ フォワーダ	チェーンソー プロセッサ グラップル付バックホウ スウィングヤーダ
造林 保育	地拵・下刈	刈払機	刈払機
	枝打	人力、鎌、鋸	自動枝打機

【参項: 主な高性能林業機械】



プロセッサ



グラップル付きバックホウ



スイングヤーダ



フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

栃木県においては、木材流通のグローバル化を認識し、木材の主用途である「建築用材」をターゲットに、原木丸太の優良品性を基に、特に無垢材を主体にとちぎ材の利用促進を図るとされており、さらなる乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び使用する用途(部位)の拡充、すなわち生産品目の多様化に取り組む必要があるとされています。

そこで、建築用材として、製品採用に強い決定権を持つ中間ユーザー(建築・プレカット・設計・流通)やエンドユーザー(消費者)のニーズ「品質性能・価格・供給量」に対応し、乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び生産品目の多様化を促進するため、人工乾燥施設や高性能製材施設、仕上加工施設など品質・付加価値・生産効率等を高める施設整備を促進するとされています。

さらに、製材工程で発生した端材やオガ屑を木質バイオマス燃料とし、人工乾燥施設の熱源(蒸気)に有効活用するため、木質焚きボイラーの導入の促進などにより循環型工場を目指していくとされています。

また、人工乾燥装置等を用いて木材の狂いをなくし安定した品質を提供する木材業界(製材工場・集成材工場及びプレカット工場等)において、「価格競争力」を左右する設備投資を原料の供給元となる川上と連携のうえ効果的に推進するとされています。

【当市の特色と方向性:中規模製材工場の育成促進】

特色	中規模クラスの製材工場が主体の地域
方向性	林業者や製材工場、工務店、設計事務所等が連携する「顔の見える家づくり」等地域に密着した木材供給システムづくりのために、建築物及び注文材の生産に柔軟に対応出来る生産体制の構築に資する施設整備を促進します。

【当市の製材工場の状況】

施設の種類	現状(参考)			計 画			備考
	位 置	規模(m ²)	対図番号	位 置	規模	対図番号	
製材工場	城内町2丁目	28	1	城内町2丁目	28	1	
〃	平柳町1丁目	0	2	平柳町1丁目	0	2	
〃	平柳町1丁目	0	3	平柳町1丁目	0	3	
〃	梅沢町	0	4	梅沢町	0	4	
〃	昭和町	0	5	昭和町	0	5	
〃	平柳町1丁目	0	6	平柳町1丁目	0	6	
〃	昭和町	0	7	昭和町	0	7	
〃	大町	130	8	大町	130	8	
〃	日ノ出町	45	9	日ノ出町	45	9	
〃	泉町	1,190	10	泉町	1,190	10	
〃	梅沢町	0	11	梅沢町	0	11	
〃	藪部町	0	12	藪部町	0	12	

〃	城内町2丁目	0	13	城内町2丁目	0	13	
〃	岩舟町静和	0	14	岩舟町静和	0	14	
〃	岩舟町曲ヶ島	0	15	岩舟町曲ヶ島	0	15	
〃	大平町西山田	0	16	大平町西山田	0	16	
〃	藤岡町藤岡	0	17	藤岡町藤岡	0	17	
〃	都賀町木	2,100	18	都賀町木	2,100	18	
〃	都賀町平川	0	19	都賀町平川	0	19	
〃	都賀町家中	70	20	都賀町家中	70	20	
〃	泉町	0	21	泉町	0	21	
〃	西方町金井	0	22	西方町金井	0	22	
〃	木野地町	0	23	木野地町	0	23	

(2) 公共施設の木造化、木質化に関する事項

木材利用を促進するため、木のぬくもり等木の良さの普及啓発を推進するとともに、「栃木市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」及び平成29年度に制定された「栃木県産木材利用促進条例(とちぎ木づかい条例)」に基づき、地域材特に栃木市内で産出された木材の利用促進に努めることとする。

公共建築物の木造化及び木質化に努めるとともに、公共工事においても地域材や地域材を用いた製品等の利用に努めることとします。

(3) 特用林産物に関する事項

特用林産物のシイタケについては、主に菌床栽培で生産が行われており、平成29年度以降生産量が県内1位を維持し、生産量は右肩上がりになっている。

今後については、菌床の共同生産や経営の合理化及び品質の向上を図り、農協との連携を強化し、販路の拡大に努める等、生産の振興を図ることとする。

Ⅲ森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

近年、野生鳥獣による森林被害は増加傾向にあり、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、シカ及びクマそれぞれに対し林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を設定します。

ア シカの被害を受けているため防止措置を講ずべき林分

区域名	林 班	区域面積 (ha)
寺尾	寺尾1～38	2566.41
真名子	真名子1～7, 11～17	805.22
皆川	皆川6～13, 28	390.73
岩舟	岩舟3	45.78
小野寺	小野寺3～22, 24	116.85
吹上	吹上4, 5	76.27
赤津	赤津10～13	148.15
富山	富山2～4, 6, 7	179.59

イ クマの被害を受けているため防止措置を講ずべき林分

区域名	林 班	区域面積 (ha)
寺尾	寺尾12, 14～20	690.11

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、植栽後は防鹿筒や防鹿柵の設置及び忌避剤の散布、成林後は獣害防止ネット等の設置など、施業と一体的に行う鳥獣害防止施設等の整備や捕獲に努めることとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

本市の松林面積は現在783haあり、特に、大平山県立自然公園内の松林は、保健・休養機能や風致景観機能等の重要な役割を果たしています。

この中で、平成29年度以降も松くい虫による被害が大平山県立自然公園内の高度公益機能林及び被害拡大防止林の広範囲に拡大し、指定理由を満たしていない状況になっています。

松くい虫による被害対策については、効果的・効率的に実施するため、保全すべき松林の区域に絞って、伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図ります。

また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換の推進を図ることとします。

ナラ枯れ被害については、全国で急激な広がりを見せている中、令和2年度には本市で発見され、令和3年度には市南部から市西部にかけて被害が拡大しました。

県南環境森林事務所等との情報共有を密にし、監視体制の強化し早期発見につなげるとともに、伐倒駆除等の駆除対策及び樹幹注入の予備対策を適切に組み合わせた防除の推進を図り、被害区域の拡大防止に努めることとします。

また、栃木市ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金により、森林所有者自身で駆除行う場合に支援することとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

市民や森林所有者による通報が森林病虫害等の早期発見につながっていることから、森林所有者及び地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行うこととする。

2 鳥獣対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

シカ以外による鳥獣害については、現在あまり見受けられませんが、引続き監視体制を整え、被害があった場合は、防護柵の設置、忌避剤の塗布などの対策に努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者に対し、煙草やたき火等の取扱いについて指導することとします。また、種々のイベント等において、林野火災予防の普及啓発を行うことにより、一般市民に対し林野火災予防の意識の啓発を図ることとします。

また、火入れについても火災の予防に関して、森林法・同法施行令・同法施工規則を遵守の上、行うよう指導することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

本市の森林又は、森林周囲1キロメートルの範囲にある土地において、森林病虫害の駆除等を目的とした火入れをする場合、森林法に基づく許可申請を市に対し行い許可を受けた上、実施に際しては森林法、栃木市火入れに関する条例及び同条例施行規則に定める規定を順守し実施することを啓発、指導することとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとします。また、これによらない場合等においては、別途、国が定める要領等で定めるものとします。

アⅡの第2の3の【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽】

イⅡの第4の【公益的機能別施業森林等の整備に関する事項】

ウⅡの第5の3の【森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項】及びⅡの第6の3の【共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項】

エⅢの【森林の保護に関する事項】

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域は、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとします。

【森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域】

区 域	林 班	区域面積(ha)
栃木・国府	栃木1～4、国府1～4	217.82
皆川	皆川1～31	1,277.05
吹上	吹上1～12	263.75
寺尾	寺尾1～38	2,566.41
大平	富山1～14	518.47
藤岡	藤岡1、部屋1～2、赤麻1～2、三鴨1～5	166.24
都賀	家中1～3、赤津1～18	526.93
西方	西方1～7、真名子1～22	1,308.03
岩舟	静 和1～4、岩 舟1～4、小野寺1～24	1,517.98

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備事業を中長期的に捉えると、現在の森林施業は搬出間伐が中心となっていることから、植付、下刈り、除伐、間伐及び伐採(皆伐含む)の施業システムを確立していくことにより、主に中山間地域での林業従事者の雇用を確保し、地域振興に繋げていくこととします。

また、大平山県立自然公園等の森林は、市民や観光客の身近な緑や憩いの場として、生活環境保全機能や保健文化機能が強く、その機能の持続的発揮が期待されており、保健文化的な森林の総合利用に対する市民の要請も高まることが考えられます。

このような情勢を踏まえ、森林所有者、企業や市民等との合意形成による、地域景観の形成や都市防災に対する存在効果等、総合的な地域環境の向上を図るとともに、自然に親しむための保健文化機能を取り入れながら、学習の場や教育活動の場としても整備し、森林空間の総合利用を図りつつ、貴重な自然環境の保全を推進することとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

山村地域社会の安定と林業の振興を図るとともに、市民の福祉の向上を目的として整備された「出流ふれあいの森」は、コテージ、キャンプ場、木製遊具、研修施設を備え、隣接する周辺森林には遊歩道等が整備されている。

この施設を拠点として、林業体験や林産物、地域の特産物等のPRイベントを開催するなど、地域住民との協働により林業及び地域の振興を図ります。

(1) 施設の名称

栃木市出流ふれあいの森

(2) 位置

栃木市出流町417番地

(3) 規模

- ・施設全体面積：3.6ha
- ・主な施設：体験交流センター(管理棟)、コテージ(大1棟、小3棟)、オートキャンプ場(14区画)一般キャンプ場(10区画)、バーベキュー場(14炉)
- ・木製遊具：ローラー滑り台(75.5m)、ロープウェイ、丸太低鉄棒

森林の総合利用施設

施設の種類の	現状(参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
出流 ふれあいの森	出流町	施設面積 3.6ha 管理棟 1.0棟 キャンプ場 10区画 オートキャンプ場 14区画 コテージ 4棟 遊歩道 7.0km 木製遊具 5.0基	出流町	同左	1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本市には、人の手が入らなくなり荒廃してしまった里山林の環境改善を目的として、下草刈りや藪の刈り払いを実施しているNPO法人が複数あることから、今後においても、里山林が身近で市民の憩いの場となるよう環境整備について協力を求めるとともに、これらの活動を支援していくこととします。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市の森林を水源とする出流川等の河川及びこれらが合流する永野川は、山間部から市街地を経て渡良瀬川に注いでおり、下流域の農業用水や生活用水として重要な働きをしています。

この渡良瀬川の水源の一部として重要な役割を担う本市森林の公益的機能について、渡良瀬川上下流の市町を含め普及啓発に努めます。

(3) その他

時代を担う子供たちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心を育み豊かな人間に育っていくことを目的とする、緑の少年団の結成を促進します。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度については、森林組合、とちぎ環境・みどり推進機構等の関係機関と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、測量及び森林調査、森林経営管理集積計画作成など、適切な対応により事業を推進していくこととする。

7 その他必要な事項

現存する市の林業振興会を主体として、林業を推進するうえでの課題や問題点を整理し、他の林業関係団体との役割を明確にしながら、林業関係の組織強化を図っていくこととします。

別表3
基幹路網の整備計画

【開設】

区分	種類	(区分)	路線名	延長	利用区域面積		前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		梅沢鍋山線	1,000 m	130	ha	○	1	
			岩澤観音入線	200 m	17	ha		2	
			栃木市 計	1,200 m	147	ha	1,000m		

注

- 1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載している。
- 2 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

【拡張(改良)】

区分	種類	(区分)	路線名	延長	箇所数		前半5カ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道		片角観音入線	900 m	5	箇所	○	
			下皆川線	200 m	2	箇所		
			大中寺下皆川線	200 m	2	箇所		
			西山田線	100 m	2	箇所		
			木の西線	100 m	2	箇所		
			野上線	100 m	2	箇所		
			真上男丸柏木線	200 m	2	箇所		
			広戸三谷線	100 m	2	箇所		
			山中広戸線	100 m	2	箇所		
			栃木市計	2,000 m	21	箇所	900m	

【拡張(舗装)】

区分	種類	(区分)	路線名	延長	前半5カ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道		道木線	360 m		
			寒沢線	200 m	○	
			栃木市 計	560 m	200 m	

注

- 1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載している。